

○委員長

事務局の方から説明と評価等が出されましたが、去年から1年間様子を見て、数的には、条例施行、禁止区域を設けたことによって、一定の成果は得られていると思います。委員さんで、資料に基づいて、ご意見やご質問はいかがでしょうか。

○D委員

4ページの南草津駅の調査地点は、バス降り場のところで定点調査をされているとのことですが、コンビニの近くですか。

○事務局

南草津駅東口では、フェリエの入口の割安切符の販売機付近で調査をしています。コンビニの近くでは行っていません。

○B委員

我々は、よく美化活動を行っているが、南草津駅東口は、非常に利用者が多く、灰皿が1つしか無いので、ピーク時にタバコのゴミが散乱しています。だから、1台か2台の増設が必要だと思います。それと、場所が分かりにくく、探して吸わなければならないと思います。

○事務局

マナースペースでは、南草津駅の東側は特に平日の利用が非常に多く、会社関係が休みということもあると思いますが、休日は平日の半分になっています。また、今の段階では、灰皿を増やすという考えは持っていません。

○委員長

B委員の話では、1つの灰皿だけでは溢れていることが多いということですが。

○B委員

人口比率や乗降客の数によって、対処する必要があると思います。私たちが行ったときもかなり散乱していて、空き缶などもたくさんありました。汚い所では、吸う人も離れて吸うため、余計に灰皿で吸えずに散乱すると思います。

○事務局

8ページをご覧くださいますと、東口のバス降り場前となっていて、コンビニのそばにマナースペースがあり、たくさんの方が喫煙をされています。特に通勤のときに、バス待ちの場所から非常に便利な場所にあり、利用者が多く、1か所で1つ置くことが限界と認識しています。ただ、バス停から駅舎までの間隔が狭く、草津市が管理している部分での設置という条件が解消できないという心配もあり、検討材料としては認識しております。8ページの状況やデータから、マナースペースが路上喫煙の解消に有効であると認識していますので、よろしくお願ひします。

○B委員

路上喫煙の取組みのおかげで、民間の土地、例えば民間の駐車場の中などに、ものすごく吸い殻が落ちています。一般の人に迷惑をかけないように配慮しながら、灰皿1台に固執せず、現状に縛られないで、きちんとしたものを構築し、取り組んでいただきたいと思います。

○委員長

2点のご意見で、1点は増設、もう1つはもっとわかりやすくしようという話ですが、そちらについては、今、事務局のお考えはありますか。

○事務局

確かに駅前広場（駅広）は広いので、もう少し場所を分かるようにすることは大事だと思います。看板も置いていますが、ずっと置いていると見落としてしまうので、案内や指導員について、もう少し強化する必要があると思っております。

○D委員

市は条例の解釈を誤っていませんか。路上喫煙により健康への影響を防止するのが条例の目的です。路上禁煙地区のバス停や、人の集まる場所のそばに喫煙所を設けて煙を集めて、バス待ちをする人にタバコの煙を吸わせています。これは、健康への悪影響で、タバコの煙が目、鼻、喉の刺激症状を起こすことは誰もが知っていることです。臭い、悪臭もひどいです。タバコの悪臭とは、非常に大きな騒音に匹敵するくらい、みんなが迷惑を感じます。

○事務局

昨年、対策委員会で意見書をまとめていただきまして、その中で、喫煙場所の設置についての考え方を整理していただいております。

その1つに、喫煙者のマナーやモラルの向上があり、それらが可能となるような配置を考えていく必要があります。

それから、D委員が言われた受動喫煙の影響を極力回避するため、駅広の中で、少し離れた場所はなかなか見出しにくい中で、配慮してきたつもりです。

それから、灰皿を目当てにした歩きタバコや、タバコの散乱の誘因とならない対策を講じる配置にするため、指導員により、「この場所で吸ってください。他に迷惑がかかります。」とのマナー啓発を行っています。

今は、この意見書をもとに、配置をしております、逆にいえば、路上での喫煙を禁止し、ルールに従って吸っていただくためのバランスや、啓発を行うときに、喫煙場所が不可避と考えております。

○D委員

現在の実態は、非常に社会的に不相当です。バス停の禁煙は社会的な常識です。それにも関わらず、バス待ちしている人のすぐ後ろでタバコを吸わせて、ずっと煙を吸わせています。まして、滋賀医大の方に行くバスがよく来る場所で、病人とか、子どもも含めて利用するのに、無理やり避けられない場所に灰皿を設置して、南草

津駅の場合は、特にバス停のすぐ後ろです。草津駅の西口もそうです。駅を利用する人が避けて通れない場所に喫煙場所を作って、しかも、周辺に広がって吸っています。これは、最初から想定できる訳です。そこを通る人は、どのように通るかという、息を止めたり、鼻をつまんだり、うかつにも吸わされた場合は、咳をしながら、非常に不快な、いやな顔をしながら、通っています。それが実態です。

それから、タバコ規制枠組み条約のガイドラインがありますが、受動喫煙防止条項が8条にあり、受動喫煙の防止が書いているのですが、そのガイドラインでは、屋内と、屋内屋外を問わず、人の集まる場所は禁煙に、完全禁煙に、それをいつまでに、2010年の2月の末までに罰則付きの法令で整備しなさいと決まっています。ガイドラインは、全ての国、批准国、提案国の全会一致で採択されています。

少なくとも今の場所で設置し続けるというのは、本当に条例を否定し続けます。条例の目的は、迷惑被害を及ぼすような路上喫煙、健康に影響を及ぼすような路上喫煙を防止するものですから、条例を否定するなら、逆効果です。いくら喫煙者が減ったとしても、タバコの煙を集めて、そこで避けられない状況で、タバコの煙を周囲の人に吸わせる、何のための条例か、これでは分かりません。

○事務局

先ほども申し上げましたように、受動喫煙の影響を極力回避するというのが、元々のご意見でございまして、当然、そういうことを考えた上での設置です。先ほど、B委員も言われましたが、周囲まで喫煙者が広がる傾向は極力回避しなければならないし、そのための工夫は検討していく必要はあると思っております。

○委員長

受動喫煙の害を避けるために、例えば県の合同庁舎も喫煙場所を以前のところから、少し位置を変えました。前はいくつかの場所があり、比較的入口に近いところに喫煙場所があったために、少し風の方向などで流れ込んでしまうこともあったので場所を移動させました。

確かにマナースペースは、いろいろな制約がありますので、自由な場所を選べるわけではないですが、例えば、場所をもう少し移動できるとか、B委員からもありましたが、場所によっては少しスペースについて、一定の検討が必要ではないかと。ただ、スペースがたくさん有る訳ではないので、場所の制約や、お金の制約もあり、そういった条件は、考えざるを得ないと思っております。

○D委員

商店街の中のコンビニや、タバコの自動販売機が固まって置いてあるところの前など、路上禁煙地区の店先に灰皿を設置しているところがあります。人の通る歩道に灰皿が設置してあり、そこでタバコを吸っている人がたくさんいます。路上禁煙地区なのに灰皿を置くと、その煙は周辺に広がりますから、当然、道行く人が、その歩道を通る時に、そのタバコの煙の害に遭う訳です。せっかく路上禁煙地区にし

ているのですから、そういった灰皿は撤去してもらうように、市から言ってもらえないのですか。それに南草津駅側にもコンビニがあり、灰皿を設置しています。当然、駅から降りてきた人が、その灰皿目掛けて歩きタバコをしながら、店の前で吸って、何も買わずにそこで吸って、そのまま行ってしまいます。後ろを歩いている人がそのままタバコの煙を吸わされたり、その周囲を歩く人が吸わされたりします。条例で事業者の人に協力してもらわなければなりません。条例にも事業者も協力しなければならないと明記されていますので、灰皿を下げってもらうように、事業者の方に協力要請すべきです。市も、まず路上禁煙地区を指定したら協力要請すべきだったのですが、条例施行後も何ヶ月も経って、路上禁煙地区を定めても、今だになかなかで、コンビニの人に聞いたら、市から何も言われていないという状況です。

○A委員

条例後の状況を1年で実施をみた結果、条例後、1年は非常に良い。しかし、最近やや元に戻りつつあるのではないか。毎日、7時半から8時半ごろまで草津駅西口までを歩いているが、当初は、非常にポイ捨てが多かったが、最近少ない。しかし、バスの駐車場の待ち合いのところは多い。委員をしているので、タバコを吸っている人が目につくし、タバコは必ず拾って帰っている。毎日、拾って帰ると20、30本ほどになる。

ポイ捨て防止のジャケットを着て、毎日、2人歩いておられる。その人が歩いたところでもタバコの吸殻がたくさん捨ててあります。せめて、落ちているたばこは拾って、もっと吸っている人にも注意しないといけない。私は注意して何回喧嘩したかわからない。私は「たばこ吸ってはだめです」「条例があります」「ここではだめです」といつも注意している。

今は路上喫煙の状況を聞いているのだから、施行後、状況は非常に良かったと思いますし、今後、その範囲を減らすのかというのが問題のはずです。聞いていると問題がいろいろ混ざってしまっている。これを100%にしようというのは無理な話で、罰則が必要になるし、罰則をとっても難しい話です。

○委員長

啓発をもう少し強化していくとの話ですが、それについて事務局からは。

○事務局

資料の11ページをご覧いただきたいと思います。11ページの表につきましては、先に説明をさせていただきましたが、草津駅と南草津駅周辺の喫煙者の啓発について、シルバー人材センターに委託して行ってまいりました。去年の4月から毎月、だいたい週に5日から6日程度お願いしています。例えば、草津駅の午前中では6人に、5月になりますと4人に注意をいただいています。

しかし、物騒な世の中ですので、どういう人がいつ何時、何を持っているのかわからない状況ですので、無理をせず注意をしてくださいとお願いしています。やは

り、啓発も必要ですが、身の安全も重要です。

平成22年度につきましては、現在、緊急雇用で、4名の臨時職員を雇用しておりますが、22年度も引き続き、4名から2名になりますけれども、2名の予算要求をさせていただきます、まだ議決をいただいておりますけれども、もっとシビアに啓発活動、駅周辺でも啓発活動ができる体制を思っております。

○委員長

10ページに、山寺工業団地やタクシー協会などを訪問されたといった話が報告されましたが、コンビニやタバコ屋さんの前に灰皿が置いてあることについて、条例の趣旨から言えば、ご協力をいただくような働きかけがあっても良いのではないかと思うのですが。

○B委員

反対です。タバコ屋さんは、タバコを売るだけではなくて、美化活動やマナーにもなり、吸った後に処理できるように必ず灰皿を置くように要望しています。嗜好品であるタバコ・酒は、あまりにも規制品の中で、締め付けられています。吸う人の擁護もしていかなければならないし、楽しみを奪い取るわけにはいかないのです。

このようなマナー条例で、一気に成果が出るわけではありませので、お互いにモラルを守って、吸う人も人のいない時に吸ってみたり、人が多い時は遠慮したり、それぞれの立場から訴えながら、話をしていくということが一番大事ではないかと、一方的に決めつけるでは、あまりにも心がないのではないかと思います。

○事務局

いくつかの改善点を考えています。D委員が言われた区域外の道路に近接するところをどうするかについては、元々議論があったときも、「面」で禁止区域を定めるべきか、「線」かという議論があつて、結果的には、道路や公園のような「線」にするという結論になりました。そして、基本的には、主権の制限ということになりますので、公共的な場所との限定が必要になりました。それから、現実に指導監視するにしても、なかなか路地裏に入って徹底できるのかということもありました。そのため、まず、出発点として、少なくとも、見える場所でしっかりと行うことになりました。

周辺地域の啓発という課題につきましては、年間を通じて、職員を配置し、日勤で指導體制に入るということで、特に周辺部にも気を配りながらやっていきたいと思っております。

それから時間帯について朝と中間時間帯に行っていますが、夜になると飲酒をされている方もあり、なかなか難しいですが、もう少し夜間に近いところを啓発の対象としていきたいと考えております。

もう1点、強化という中で、罰則の話も過去に出ていましたが、喫煙率がかなり下がってきたと、先ほど状況報告をさせていただきました。京都、大阪、神戸など、

先に先行して取り組まれていて、罰則も設けておられる大都市よりも、罰則を設けないで、啓発指導を行っている草津のほうが、まだ数字的に良いという結果も出ております。罰則の適用よりも、指導員やいろいろな啓発により、市民の皆様のマナーに訴えていくという形でさらに喫煙率の低下を図りたいと思っております。

○C委員

条例が施行されてからの表を見ますと、施行前と施行後で明らかに効果が出ていると、認識させていただいております。やはり何事も100%完成することはありません。犯罪という怖いことではないけれども、条例で、これだけ数字の好成績を上げられたということは、効果が大きいと思います。さらに細かい点につきましては、一つご尽力のほど、よろしく申し上げます。

○A委員

先ほど言いましたように、条例施行後は、明らかに良いのです。これを100%にするのは無理な話です。今後、引き続き、今の区域内でもう少しパトロールや、皆さんとともに啓発をして、もう少し減少させるべきです。私は、たばこを吸ってはいけませんとは一言も言っていません。たばこは吸ったら良いのです。ただ、条例で決まっているのだから、この中では、たばこを止めてもらいたい。

○事務局

11月から緊急雇用で新たに対応をさせていただいております。シルバーさんが巡回啓発している以外の時間帯は、市の4名の緊急雇用の職員が草津駅や南草津駅に入り、啓発や、A委員が言われた目の前に落ちているものを拾わないという現状を解消するため、たばこの吸殻を拾っています。たばこの吸殻だけでなく、ポイ捨て条例もあることから、空き缶やコンビニの袋など、全ての気がついたごみは、全部吸殻と同じように回収してもらっていて、その結果、時間帯によって異なりますが、1日平均22本程度は回収していますし、同時に回収するだけではなく、たばこを吸っている方に、指導もさせていただいています。

○委員長

市民さんの中でも、たばこの吸殻やごみ、空き缶などを拾って、袋に入れて散歩されておられる方がおられ、素晴らしいことだと思います。そういった人が増えてきたら、非常に町もきれいになるし、吸殻も少なくなり、なかなか簡単に捨てにくくなりますから、路上喫煙も減ってくるのではないかと思います。

○D委員

禁煙地区ですが、草津駅西口はあまりにも狭すぎるし、路上禁煙地区以外でも、人通りが非常に多い。それにも関わらず、禁煙地区になっていないので、検討いただけないかと思えます。

まず、市民の意見を聞いてほしい。対策委員会はもちろんですけど、「路上禁煙地区」や「罰則」について市民アンケートをとって欲しいです。市民は日常、草津

駅や南草津駅を歩いていて状況は分かっている身をもって感じています。形式的に、定点的に調査をして、灰皿のところに行って吸っていたら、その分の喫煙率が減っているのは当然です。まず市民アンケートをとっていただいて、その状況をみて、罰則はどうするべきか、路上禁煙地区はこれでよいのか、市民の声を聞いてほしい。それから、どうするべきかを検討すればよいと思います。

○委員長

報告の中で、アンケートを一部の人に取られたといった話がありました。市民さんから、事務局のほうに、多くのご意見が寄せられていると思うのですが、少しご報告いただければと思います。

○事務局

9月13日に草津市の庁舎周辺でリサイクルフェアが行われました。そこで、路上喫煙の啓発活動を行い、アンケート調査を実施させていただきました。実際に回答いただいたのは、わずか68名です。アンケート結果を報告させていただきますと、「数年前と比べて、駅前での路上喫煙の状況はどのように感じますか」との質問をさせていただきました。「喫煙者は減りました」が約68%で、「変わらない」が約25%おられました。それと、草津駅前と南草津駅前にはマナースペースが4か所ありますが、場所を知らない方が半数強おられます。アンケート結果から、数は少ないですが、数年前に比べますと、駅での路上喫煙が減っていると実感いただいていますし、マナースペースも、もう少しわかりやすくする必要があると考えております。また、8割強の方が、草津市の条例が出来たことは知っておられました。

アンケートの個別意見の紹介

こうしたアンケートの結果が出たことに対して、我々は真摯に受け止めて、啓発活動を努力するべきと考えているところでございます。

○委員長

D委員さんの言われるアンケート結果ですが、市民の方の意見をいただいたということですね。喫煙者の方からは、反対など、何か意見がありますか。

○事務局

喫煙者の方からは、情報としてあまり入っていません。

ただ、喫煙者の方で、アンケート結果にない部分で、電話のお声などを紹介しますと、「マナースペースが分かりにくい」「探さなければわからない」「人が多いときは吸いにくいので困る」など、吸うためにどうしたいというお声が多いようです。吸わない方の市役所へのお電話では、近鉄前などで、マナースペースを通るときに煙がするとの声が多いです。

○委員長

少しポイントが絞られてきた部分について、議論したいと思います。1つは、禁止エリアを、今もD委員からもありましたが、もう少し広げたり、狭めたり、変え

るというお話です。もう1つは、過料の話で、罰則まで付けるかについてで、これはもう少し、時間をいただきたいと思っています。

○B委員

我々の啓発運動やマナー活動、美化活動などは、駅前だけで行っていません。市役所や県事務所周辺など、最初はすごかった。でも、去年の秋、ほとんどたばこは落ちておらず、空き缶などが目立っており、非常に条例の効果が出ていると思います。これは一気にいきませんし、1点集中で議論するだけでなく、全体的な立場で、マナーや啓発問題で徐々にきれいになるように、運動していきたいと思っています。

○委員長

おっしゃられるとおりで、タバコの対策はいろいろなことを行う必要があります。例えば、タバコを吸っている人が健康のためにタバコを止めてもらったり、禁煙してもらったりということも行わなければなりません。受動喫煙対策だけでなく、子どもに元々吸わせないことや、知識の啓発などを行っていかねばならないと、全体の力にならない、そういった視点は非常に大事だと思います。ただ、この委員会あまり広げてしまうと、できない部分も出てしまいます。

○B委員

そういうことを考えながら、意見を言ってほしい。それだけで、どんどん進めていくのはどうかと思うのです。

○D委員

市民の意見を聞くための市民アンケートをきちんと取って欲しい。私は、毎日、自宅から駅まで行って帰るだけで、1日に3・4人くらい注意しています。それに比べて、そのパトロールの人が注意している数が少ないと思います。注意しても、守らないし、タバコの火を消さないです。マナーだけでなく、罰則でしない限り、無理という面もあると思います。

他市の調査ですが、路上でタバコを吸った人の7割くらいは、ポイ捨てをすとの結果が出ています。マナーで啓発してもできなかったから、東京都千代田区は、罰則付きの路上喫煙禁止条例を作りました。ポイ捨ては、マナー啓発ではできなかったのです。他市でもできなかったからこそ、ポイ捨て防止条例も含めて、路上喫煙禁止条例が、あちらこちらで作られたのが実態です。去年、日本人の喫煙率は、24%くらいでしたが、今年は、20%くらいで、喫煙率自体は落ちています。タバコを吸う人の6割くらいは、機会があれば止めようと思っています。それに対して、市は喫煙所を設置するよりも、健康を回復するために、喫煙できる場所を少なくして、周囲の健康のことを考えて喫煙率を下げようと考えてもらわないと。平成20年度の草津市のタバコの喫煙による超過医療費は、9億8,960万、死亡による労働力の損出、入院による労働力の損失も含めて、51億の損失が。

○委員長

昨年度もお金の話はしているので、少なくとも委員や事務局の方は、よくご存じだと思います。健康福祉サイドで、禁煙者の支援は行っていますので、ここだけで、全部行うのは難しいと思います。ただ、そういう観点は非常に大事なので、全体として掴んでおくことは大事ですが、少し役割分担もあると思っています。

○B委員

ポイ捨てマナーの向上ですが、JRの構内が全面禁煙になりました。そのしわ寄せが、恐らく駅前の喫煙場所全てにきています。恐らく、JRのホームで吸えない人が、ほっとして駅を降りて吸いたいから、タバコの喫煙場所のゴミが多くなった場合もあるし、ポイ捨ても増える場合があります。

○A委員

たばこを吸ったらいけないとの意見が多いようですが、路上の問題で、たばこを吸ったらいけないという委員会ではないはずですが、それに、マナーも必要ですが、啓発が一番大事だと思います。条例ができてからも、毎日駅前を歩いているが、JRからタバコをくわえている人は、ちらほらで、条例が浸透しつつあります。

だから、もう少し啓発を行って、今後もマナーを向上させるように努力してはどうですか。もっと範囲を増やすということは、たばこを吸うなとか、吸っている人を止めるようなものです。たばこを吸っている人は、吸ったらいけないと思いますが、路上ではいけないし、その路上がどこかというのは、決めてあります。

○事務局

私も以前は、たばこのヘビースモーカーでしたが、止めてほぼ20年を超えましたので、吸っていた時と、吸わない時と両方の気持ちが分かります。タバコは、吸って悪いとは決まっていませんので、法律で罰せられませんし、原則として、草津市が吸ってはダメだとは言えません。タバコを吸うのは自分の意思で吸っていただいたら良いのですが、他人に迷惑を掛けないようにすることが基本だと思います。公衆の場所ですので、それが路上では特に困りますというのが、この条例の趣旨でございます。ご意見の中には、吸うのは勝手ですが周りに迷惑が掛かっていることや、市役所の政策が不十分、マナースペースの場所などがありました。

例えば、コンビニ前の問題では、敷地内は放っておけば良いのではなく、そこで吸われると周辺の方に迷惑が掛かるので考えて欲しいと、当然言わなければなりません。だから、吸う権利は十分保証しますが、吸わない方を含めた市民の方に迷惑を掛けないで欲しいというのが基本です。

条例施行後1年ですが、禁止区域も7割から8割の方しかご存じありませんので、1年での検証は困難で、せめて2・3年は必要と思います。それと、本当に基本的にはマナーしかありませんので、意識をしていただくことが大事ではないかと思えますし、条例を作った趣旨、条例を作った思いが、そこにあるのではないかと思えます。不十分なところは、大変たくさんあると思いますので、できる範囲で精い

っぱい改善をしていかなければいけないと思います。

それと、罰則があるからゼロになるとは思いません。例えば、バイクの泥棒がないのか、自転車の泥棒はないのかということです。あれは刑事犯として罰せられます。やっぱりマナーや心がけです。だから、罰則即ゼロという発想はできません。しかし、今より良くするために罰則がいるなら罰則をしないと駄目です。

○委員長

この委員会では、ここで決定してしまうのではなく、このことに関心を持っている方や、知っている方のご意見を伺って、市の方向性や、意見の方向を十分に考えて進めていただきたいと思います。例えば、路上喫煙の禁止エリアを広げるなどの話について、各委員さんはどのように思っているのでしょうか。

○D委員

草津駅西口が狭いことと、市民アンケートをとって、エリアと罰則の問題について、市民がどう思っているのかということの意見を聞いて欲しいのです。

○委員長

D委員の意見としては、もう少し広く、中身としては、禁煙のエリアと、マナースペースを中心に、もう少し広い意見を取って欲しいと。

○D委員

市民に聞いてもらいたいのは、喫煙場所、エリアの問題、罰則・過料の可否についてで、200人というよりも、できるだけ多くの人に聞いてもらいたいです。

○委員長

アンケートの数等は科学的に決められているので、それは任せてもらった方が良いかと思います。ここは、そういった意見の決定機関ではないので、そういった意見があったことは分かりますが、そこを議論したいと思います。他の委員で、エリアと罰則の話でご意見をいただけたらと思いますが。

○B委員

1年で罰則の話は、まだ早く時期早々だと思います。3年しながら、また検証するべきで、これは市民のマナーの向上に期待するしかないと思います。それから、観光施設の喫煙場所の設置の問題で、他所から来られた場合、今のタバコを吸える場所は分かりません。やはり、きちんと施設にあることが明確にでき、できたら喫煙場所を増やして欲しい。

○委員長

マナースペースですか。

○B委員

そうです。

○C委員

まだ1年で検証されてこれだけの成績ですが、もっと1年なり、2年、3年と、

せめて3年くらいの期間をおいて、新しい施策を打っていくべきです。今の実績が出た中でできる範囲で行うことも必要ですが、それ以外のことは、もう少し期間をおいて検証していただいた方がよいと考えます。

○委員長

今の時点では、なかなか難しいということですね。

○A委員

もう少し広い範囲でとの意見もあったのですが、とりあえず、事務局と委員で「この範囲にとどめましょう」と始めて、その結果が少し減少しました。これをなお、減らすことは、若干疑問があります。石の上にも3年ですので、3年間はこの範囲内でもう少しPRと啓発の強化を行い、強化では過料はしないが、パトロールはもっと行うという形で行ってもらいたいと思います。なお、3年と言いましたが、もう1年、この形で見てもらって、この形で数字が下がらなかった場合は、もう1回、検討していただいたらどうかと思います。

○事務局

いろいろご意見をいただき、改善点はたくさんあると思います。現状の追跡調査をしながら、アンケートも含めて行い、再びしっかりとした議論で方向付けできるようにしたいと思っております。

ただ、罰則に付きましては、現実に罰則があつて下がるかということ、なかなか難しいかと思えます。先ほども申しましたが、京都、大阪、神戸で実際に行っていて、これは10人程度の警察OBの方を配置されて、年間回っておられ、実際に徴収もされている場面もあるようです。それでも、我々の今のやり方よりも、率が悪いということもあります。結局はマナーで、意識改革に訴えていかなければなりません。それには、指導員が十分でない部分の改善を行い、年間を通じて必要な場面で、適切に指導できるようにしたいと思っております。また、指導も強圧的に行えば、逆上されますので、そんなやり方は、今の指導員では対応できません。それよりも、携帯灰皿を差し上げて、「路上で吸ってはいけません」と徹底することが、効果的だと思いますので、罰則よりも意識啓発を重点にやっていきたいと思っております。

○D委員

今のご意見に対して、パトロールの方がこの条例の目的をはっきりと知らないと思います。ただ、「吸ってはいけません」「ここは禁煙区域なので吸ってはいけません」ではなく、何故吸ってはいけないのか、たばこの副流煙が人に迷惑・被害を及ぼすことや、危険ということをきちんと路上喫煙をしている人に説明しないと、絶対にタバコを吸う人は止めません。市が人に迷惑・被害を及ぼす場所に喫煙所を設置することは、人に迷惑・被害を及ぼしても、タバコを吸ってもいいとの意識を逆に植え付けます。バス停のバス待ちしている人のすぐ横でタバコを吸っていることを見て、タクシーの運転手も、人に迷惑・被害を及ぼしても、自分たちは、ちよっ

と離れた場所で吸っていてもいいのではないかとされます。人の意識改革とのことでしたが、まず、迷惑・被害を及ぼしてはいけないと喫煙者に伝えてから、だから、この条例があると説明できるような体制で、喫煙場所を設置したり、パトロールをしたりするべきです。きちんと条例の趣旨を説明して、止めてくださいと言わないことには、ただ、タバコを吸うのは止めなさいでは、逆に喧嘩になります。

○委員長

条例の趣旨や、注意の仕方についても、少し研修材料があると思うので、より徹底をしていただきたいと思います。やはり、啓発を行うべきということについては、各委員、事務局も含めて、方向性が一致していると思います。啓発という言葉だけでなく、市民さんに知っていただき、いろいろな協力を求めたりすることも含めて、恐らく方向性が一致していると思います。

○D委員

屋外の受動喫煙については、屋内に比べると被害的にはましですが、屋外の場合は、固まってタバコの煙が急に来たり、風向きによって思いがけず被害を受けたりします。屋内のレストランや、その他公共施設などは入らないこともできますが、路上の場合は、そこを通行する必要があり、非常に公共性が高く、路上喫煙禁止や防止の条例が各地に広がっていると思います。これは1つの論文の検証結果ですが、無風状態でタバコを吸っている人から4メートルくらいで、目、鼻、喉などの刺激症状、急性症状が起こり、半径7メートルくらいの範囲で、臭いと発がん性物質が到達します。タバコの煙は毒で、250種類以上の有毒物質、発がん物質が含まれていると言われていて、公共の場所でみんなに吸わせること自体が良くないです。

それと、21年9月9日に、微小粒子の環境基準が出ていて、当然、環境基準は、駅周辺にも適用されます。

○委員長

D委員の言われることはよく分かりますが、知識の普及については、むしろ健康福祉サイドが、いろいろな機会を捉えて、実際に市でも行っています。いろいろな啓発のときに、きちんとした知識を伝えることは必要ですが、何でも1つの分野でできる訳ではないので、役割分担が必要と思います。

○B委員

D委員のお話を聞いていますと、みんなタバコを吸うのを止めろと聞こえます。10月1日から、タバコは100円ほど高くなりますが、高くても吸う人は吸います。それと、タバコ吸ったら必ずガンになるような意見でしたが、そのような臨床実験は出ていません。なるだろうという仮定の話です。

○B委員

タバコを吸う人は、悪影響についてタバコに書いてあるので、それを承知で吸っています。だから、マナーを守っていただき、吸う人は、周りに迷惑を掛けないよ

うにすることが、一番と思います。

○委員長

そういったことを啓発するべきだというご意見ですね。

○B委員

そうです。

○D委員

人に迷惑を掛けないように吸ってくださいということで、タバコを吸っているところからだいたい4メートルくらいで急性症状が現れる、7メートルでは発がん物質が来るなどの垂れ幕を取り寄せることができます。

○委員長

横断幕を使った啓発ということですね。

○D委員

そうです。路上禁煙地区の表示をきちんとして欲しい。表示が少なく分かりにくいです。吸いそうなポイントはたくさんあります。きちん并表示をしないと、初めて来た人は分からないし、禁止と書いてある前では吸いにくいと思います。

○委員長

今のお話は、マナースペースのことも含めてと思いますが、より分かりやすく、あるいは適切な場所で、表示を考えてみてはどうかという提案と思います。

○事務局

現在も、横断幕や立看板を掲示させていただいていますが、もう少し具体的な、健康的な問題なども掲示しながら、印象に残るような横断幕について、検討はさせていただきたいと思います。路上に貼ってあるスコッチレーンは、年数が経つと薄くなりますので、もう少し耐久性があるものなどを検討したいと考えております。

○A委員

先ほどから、委員長が話された区域を増やすか、増やさないかという話が離れてしまって、論点がぼけてしまっています。これを増やすならば、3名の欠席者の意見も聞くべきです。過料の条例でしたら、議会を通る必要があります。たばこを吸ったら駄目なら、路上を外して「喫煙対策委員会」にするべきです。それだったら、タバコを吸ったら駄目という話も出てくるでしょう。これでは、話が進みませんよ。

○委員長

路上喫煙禁止エリアを広げることについては、多くの委員から、まだ1年なので、いろいろな形で評価を重ねた後に、議論してはどうかというように、私は受け取っています。過料についても、同じご意見というように、受け取ったのですが。

○A委員

過料は、ちょっと無理と思います。3年続いて伸びた場合は、改めて検討する材料が出てくると思います。今、下がっているのに、これ以上に過料を取ることにな

ります。

○委員長

多くの委員のご意見としては、過料、それから、エリアの見直しについては、もう少し時間を重ねて、あるいは、評価はもう少し詳しい市民さんの意見を取り入れたらどうかというお話もございました。それと、今のポイントでの評価、指標をもう少し長い目で見て、その結果をもう1度議論させていただいて、改めて、議論してはどうかと、今日の委員会の意見の大勢としては、そういった話と思っています。

もう1つは啓発で、今以上にもう少し丁寧に行っていく部分については、各委員で、恐らく共通しておられることで、取り組みやすいもの、いろいろな制限の中で取組みが困難なものもあると思うのですが、できるだけ前向きに、進めていただきたいと思います。

その中で、成績は、恐らく良くなっていくと思うのですが、確かに、100%は難しいと思います。どこかで、少し横並びになってしまうでしょうが、そこで、もう少し手を打てるという話が出てくれば、過料や、区域を広げる、あるいは変えるという話もしやすくなるのではないかと思います。

○事務局

この1年間、我々も初めての取組みで、模索しながら、皆様方の貴重なご意見をいただきながら、マナースペース等についても、啓発についても、行ってきました。特にマナースペースの位置は、もう少し変えるべきだということもございます。ただ、駅前の限られたスペース、しかも公共地の中で考えなければならないという制約がございますが、本当に今の位置で良いのかをもう一度検証したいと思います。

それと、啓発の問題では、まだまだ十分に趣旨が理解されていなかったり、趣旨が市民の皆さんにお伝えできていなかったりしているのご指摘がありました。

その他、いろいろ他市の参考も見せていただいているものの、まだまだ不十分なところは、たくさんあると思いますし、また、お気づきの点がございましたら、前向きな姿勢でご意見をいただいて、少しでも周りの人に迷惑がかからないような地域になっていかなければならないと思っていますので、よろしく願います。

○A委員

今、啓発といろいろなPRの話があり、啓発がもう1つ上手くいっていないということがありましたが、この啓発の問題は、22年度、予算的に増えているのですか。減っているのですか。増えていないと啓発はできないのではないのですか。

○事務局

予算的には、緊急雇用として、今年度途中から職員4名を5ヶ月間いただきましたが、これは3月末で切れます。2名の体制にはなりますが、年間通じてやっていくため、来年度の予算を要求している段階です。それと、今は啓発の幅が限られた時間になっていますが、いろいろ設定を変えながら、効果的な啓発活動を行うため

の強化になると思っております。

○事務局

上期は、職員だけが定点調査を行っていましたが、下期から国のお金も使いながら、基本的には4名で行っています。来年、年間を通じてそのまま4名ではパワーアップでしたが、今年の後半だけの4名から、来年は丸1年間2名で、現在、予算審議中で、まだ、議会に上っていませんので、内部調整中です。今のところ、内示では付いていますので、無くなることはないと思いますが、3月になれば、議会にお願いして、ご審議いただくプロセスになります。

だから、思い切った強化にはなっておりませんが、少なくとも年間を通じてという意味では、きちんと指導ができると思っております。

○A委員

各委員がいろいろな意見を出された中で、やはり啓発も大事と言われているので、予算も最終的に議会も可決していませんが、できるだけ、21年度の予算よりは、少しでも多く獲得してもらって、啓発・PRについてやってもらいたいと思います。減少するならばこの意見は通りませんし、この委員会は解散すれば良いと思います。それぐらいの気持ちで考えてやらないといけません。1人でもこの区域内でタバコを吸わないように、皆さんとともに努力していくべきだと思います。

○D委員

定点調査の時間ですが、3時から5時とか人の少ない時です。1番に路上喫煙の被害を受けやすいのは、だいたい夕方6時半から夜9時くらいです。そういった時間帯も加えて欲しいと思います。

○委員長

時間帯についても事務局で、今のご意見を参考に検討をいただければと思います。議題の方は次第の4、5で止まっていますが、もう6に移っていると思います。

○事務局

今、それぞれご意見をいただきました。すぐできること、また、少し検討がいること、検討の結果、中にはできないこともあるかも知れません。こういう機会を持って、報告させていただきたいと思います。一定の目安について、3年くらいは、しっかりと、同じ方法で強化しながらやっていきたいと思っております。

○D委員

3年くらいは見ると他の委員のご意見もありましたが、アンケートについて、喫煙場所が必要か必要でないのか、あそこが良いのかどうかという意見は、今わかることです。それを3年や2年待っては。

○事務局

そういう意味ではないです。やることの中にアンケート調査も含まれています。3年後にアンケート調査という意味ではございません。

○委員長

前回は10月3日に第3回目の委員会が終わって、だいたい1年後ということで、この委員会を開いて頂いているのですが、委員も変わってしまうかもしれません。次は、3年後まで放っておくのではなく、1年後くらい、いろいろやってみて、その時点で、どうなっているかをご報告いただくと考えてよろしいですか。

○事務局

はい。

○委員長

予定していた時間です。昨年度も活発なご意見をいただいたけれども、今年度も、非常に皆様から、活発なご意見を頂けたと思っております。確かに今の状態がベストではないので、より良いものにしていければと思います。今日の委員会については、いろいろな意見をいただいたということで、これで閉じさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。